



大阪府路線バス・タクシー事業者 燃料費高騰対策事業補助金（タイヤ購入）のご案内

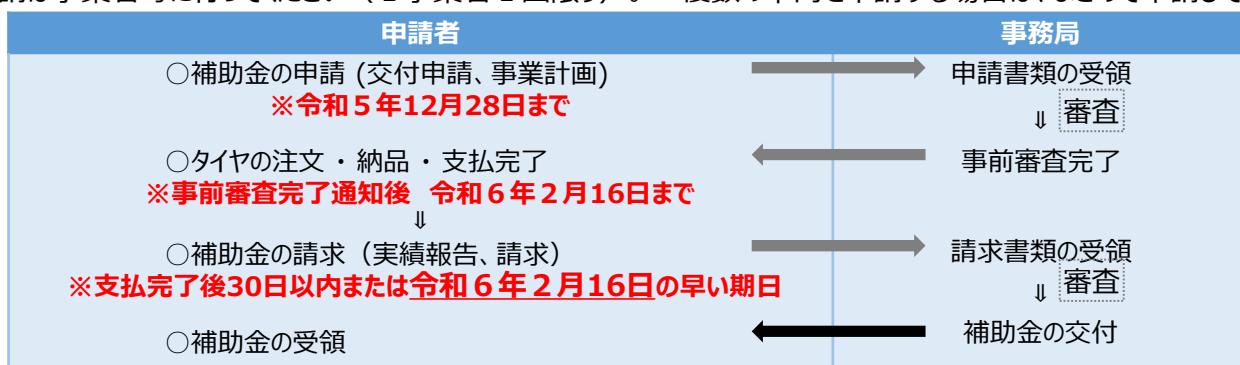


大阪府では、新型コロナウイルス感染症及び原油価格の高騰の影響を受ける公共交通事業者（路線バス・タクシー事業者）に対し、タイヤ購入に係る補助金を交付します。

| | | |
|---------|--|--------------------------------------|
| 補助対象事業者 | 大阪府内に事務所又は営業所を有する 路線バス事業者 ※1 または タクシー事業者 ※2（法人、個人） ※1… 道路運送法第3条第1号イに規定する『一般乗合旅客自動車運送事業』を経営する者（ただし、「定期観光運送」のみを行う者を除く） ※2… 道路運送法第3条第1号ハに規定する『一般乗用旅客自動車運送事業』を経営する者 | |
| 申請対象車両 | 以下のすべてを満たす車両 ●路線バス事業 又は タクシー事業 の用に供されるもの ●大阪府の区域内に所在する営業所に配置されているもの ●自動車検査証に記載された「使用の本拠の位置」が府の区域内となっているもの | |
| 補助対象タイヤ | 以下性能のうち、少なくとも一つを満たすタイヤ ●「低燃費性能」を有するもの ●「ロングライフ性能（耐摩耗性）」を有するもの ※ただし、 令和6年2月16日までに購入し、納品され、支払が完了 していること ※規格の詳細については募集要項を参照 | |
| 補助金額 | 対象とするタイヤ購入額の2分の1（消費税額及び地方消費税額を除く。） ※ただし、 タイヤ1本あたりの上限額 を以下の通りとする | |
| | 路線バス事業者 22,500円 （1台につき6本まで） | タクシー事業者 4,000円 （1台につき4本まで） |
| 申請受付期間 | 令和5年4月17日(月曜日) から 令和5年12月28日(木曜日) まで | |

<申請の流れ>

・申請は事業者毎に行ってください（1事業者1回限り）。・複数の車両を申請する場合は、まとめて申請してください。



<申請方法>

- ・パソコン、スマートフォンで申請いただけます。下記、大阪府ホームページで申請書類等の詳細を必ずご確認のうえ、大阪府行政オンラインシステムにアクセスし、申請してください。
- ・速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。
- ・オンライン申請の場合、審査の進捗状況をシステム上で確認できます。

※郵送による申請も可能です。府ホームページより申請書類を印刷して申請してください。

レターパックライトによる郵送のみ受け付けております（提出期限は締切日当日消印有効です。）。詳細は府ホームページをご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参による申請は受け付けておりません。

大阪府路線バス・タクシー事業者燃料費高騰
対策事業補助金（タイヤ購入）ホームページ
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukeikaku/r5taiya/index.html>



お問い合わせ先

大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課タイヤ購入補助審査チーム
 メール：taiya@gbox.pref.osaka.lg.jp
 電話：06-6944-9274（平日の9時30分から17時30分）
 ※お電話がつかない可能性があります。できるだけメールでお問合せください。